

特別用途地区（前潟小売店舗地区）の制限内容について

前潟小売店舗地区内に建築してはならないもの

- (1) ホテル又は旅館
- (2) 劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの
- (3) 学校
- (4) 病院
- (5) 3を超える階を長屋，共同住宅，寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物
- (6) 老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- (7) 図書館，博物館その他これらに類するもの
- (8) ボーリング場，スケート場，水泳場，スキー場，ゴルフ練習場又はバッティング練習場
- (9) カラオケボックスその他これに類するもの
- (10) 店舗，飲食店，展示場，遊技場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が6万5,000平方メートル（別途定める公共交通利用促進措置に係る規則に基づく認定を受けた建築物にあっては，7万平方メートルを上限に市長が認めた面積）を超えるもの